三　被相続人の死亡の日
四　汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
五　汚染土壌処理施設の設置の場所
六　汚染土壌処理施設の種類
七　許可の年月日及び許可番号
八　申請者が他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
九　申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所
十　申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
十一　申請者に令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2　相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者の被相続人との続柄を証する書類
二　申請者以外に相続人があるときは、その者の申請に対する同意書
三　汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
四　申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
五　申請者が他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る第十七条第一項の許可証の写し
六　埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し
七　申請者の汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
八　申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
九　資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
十　申請者の住民票の写し
十一　申請者が法第二十二条第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類
十二　申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
十三　申請者に令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
十四　廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払いが可能であることを説明する書類

（汚染土壌処理業の許可証の交付等）

第十七条　都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七条の二から第二十七条の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2　前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第十による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3～4　（略）

（汚染土壌処理業の許可証の交付等）

第十四条　都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、又は法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第六による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2　前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3～4　（略）